

福島県知事 佐藤雄平様

地元企業の資金繰り確保のための緊急要望

## 一刻も早い資金調達のために、全力を尽くしていただくよう要請いたします

この度は、県による独自の制度資金を迅速に創設いただき、心より感謝申し上げます。私たち同友会では、地域の中小企業家として、社員の雇用と地域の生活の守り手としての誇りを持って、地域の復興のために社員と共に力を尽くすことが最大の使命と考え、会員企業の存続に向けての活動を進めております。

こうして新たに創設いただきました県の中小企業制度資金「緊急経済対策資金」震災対策特別資金ですが、その利用にあたって会員企業からは次のような声が寄せられています。

県の窓口・商工労働部

- ・必ずしも誠実とはいえない対応があった。（「よく分からない」、等の対応）

金融機関

- ・現在の貸出で既に条件変更をしている場合には、新たな融資枠を設けることはできない、との対応があった。

保証協会

- \*現在の貸出で既に条件変更をしている場合には、新たな融資枠を設けることはできない、との対応があった。

金融庁は震災以前から金融円滑化法による条件変更をもって新規融資を断ることはないとしています。さらに、今回の大震災を踏まえ、年度末金融の円滑化について、3月23日付けで金融庁は改めて、「顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めること」と念押ししています。

この度の「非常事態」にあたり、月末を迎え待った無しで資金を必要としている企業が存在しています。震災により、売上代金の入金さえもおぼつかない現状の中で、新たな融資枠の設定について柔軟に対応いただくことが急務だと考えます。

これから迎える月末・年度末にあたり、企業の資金繰りへの対応には一刻も猶予も許されません。様々な課題はあろうかと思いますが、地域一体となって迅速に地域の企業への資金供給が進むよう、次の点を緊急要望致します。

### 要望事項

- \* 県の商工担当窓口には、被災した企業の資金調達に関する相談に対して、誠意を持って最大限の対応をいただくこと
- \* 保証協会に対して、金融庁通達に基づいて既存借り入れの条件変更の有無に関わらず、適切かつ迅速に融資を行うよう指導いただくこと
- \* 月末を控え、金融庁通達に基づいて各種手続きの簡素化による迅速な融資を行うよう、金融機関及び保証協会に指導を行うこと

2011(平成23)年3月26日  
福島県中小企業家同友会  
理事長 安孫子 健一